

広島県告示第三百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 告示番号             |  | 所在地         | 土砂災害警戒区域   | 区域の名称      | 西迫（二一〇九）   |
|------------------|--|-------------|------------|------------|------------|
| 令和二年広島県告示第三百六十六号 |  |             |            | 土砂災害特別警戒区域 |            |
|                  |  | 広島県尾道市吉和町地内 | 土砂災害特別警戒区域 | 区域の名称      | 急傾斜地の崩壊    |
|                  |  |             |            | 土砂災害特別警戒区域 | の自然現象の発生原因 |